

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、古くから泉州地域における中核都市として、海から山までの豊かな自然を有する地域性もあって様々な産業が発展してきた。明治中期以降は繊維関連産業が主であったが、近年では臨海部や丘陵部にて鉄鋼業を主としたものづくり企業の集積が図られている。

また、事業所数、従業員数ともに平成 12 年から減少傾向が続いており、事業者向けアンケートからは「人材不足」を挙げる企業が最も多く、次いで「他社との競合激化」を挙げていることから、労働者の高齢化、新規取引先の開拓等事業経営の脆弱さが見られる。

そのためにも、固定資産税課税免除条例を設置し、先端設備等の導入を促進することで、中小企業等の労働生産性の向上に努めていく必要がある。

(2) 目標

今後、少子高齢化の更なる加速が懸念されることから、既存産業の高度化、製品の高付加価値化の促進による将来有望な産業への転換やその創出に努め、労働生産性の向上を支援することで、将来にわたる岸和田市の産業活性化と地域経済の持続的な発展を目指す。

(対象項目及び目標値)

項目	目標値
承認件数	30 件/年

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市は、豊富な地域資源を活かした農林水産業をはじめ、製造業、サービス業と多様な業種により本市内経済並びに雇用が支えられており、本市の産業活性化と地域経済の持続的な発展のためには、広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は海から山にかけて豊かな地域資源が存在し、多様な産業が形成されていることから、地区を限定せず、本市行政区域全域を対象とし、広く地域経済の活性化を図る。

(2) 対象業種・事業

地域経済を支える素材、部品加工分野を中心とした製造業の設備投資を促進することによる生産力の増加や既存工場の生産能力の増強だけでなく、非製造業の投資促進も図り、地域経済の活性化及び好循環を目指し、全業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 労働生産性の向上のため、先端設備等を導入するにあたり、人員削減を目的としたものでないこと。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 企業の事業活動は、地域の環境に大きな影響を与えることから、環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、公害の防止に努める。